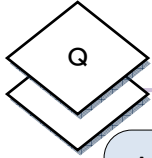




労働相談Q & Aで解決！

就業規則



「就業規則は課長の許可がないと見せられない。」と言われました。

A 会社は、就業規則を作成したら、掲示、備え付け、書面の交付などの方法により、労働者がいつでもその内容を知ることができるようにしておかなければなりません。

解説はこちら

- 常時 10 人以上の労働者（パートタイム労働者を含む）を使用している事業場では、会社は、必ず就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出なければなりません（労働基準法第 89 条）。
- 会社は、就業規則を作成したら労働者に周知させなければならず、閲覧を拒否することは労働基準法に違反します。会社が周知義務に違反した場合、30 万円以下の罰金に処される場合があります（労働基準法第 106 条、第 120 条）。
- 周知の方法として、労働基準法施行規則第 52 条の 2 では次の方法とする、と定めています。
 - ・ 常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
 - ・ 書面を労働者に交付すること。
 - ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
- 就業規則が拘束力を生ずるためには、その内容の適用を受ける事業場の労働者に周知させる手続がとられていることを要します。

どうすれば？

- 会社に、法令上、就業規則を労働者に周知させる義務があることを説明して閲覧を請求しましょう。一人で請求するのではなく、数人の同僚と一緒に要求するという方法も考えられます。
- 会社でどうしても見せてもらえない場合は、事業所を管轄する労働基準監督署で閲覧できますので相談しましょう（閲覧の方法については、事前に電話で確認しましょう。）。
- 就業規則がない事業所（常時 10 人以上の労働者を使用していない事業所）の場合は、他に労働条件が記載されたものがないか聞いてみましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

◎ 山梨県内の労働基準監督署

甲府労働基準監督署 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5616

都留労働基準監督署 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181